

上の森公園Park-PFI事業
基本協定書（案）

令和8年8月
沖縄県与那原町

※本協定書（案）は、現時点において想定される基本的な内容を記載したものであり、認定計画提出者との協議により、記載内容を修正する予定です。

上の森公園Park-PFI事業 基本協定書（案）

与那原町（以下「甲」という。）と認定計画提出者〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり、上の森公園Park-PFI事業（以下「本事業」という。）に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、都市公園法（昭和31年法律第79号。）、与那原町都市公園条例（昭和57年与那原町条例第10号。）その他関係法令等の定めるところに従い、上の森公園Park-PFI事業 公募設置等指針（以下「公募設置等指針」という。）を受けて、乙が甲に提出し、甲が認定した上の森公園Park-PFI事業 公募設置等計画（以下「公募設置等計画」という。）に基づき、甲と乙が相互に協力し、本事業を確実に円滑に推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「本事業」とは、甲が令和8年8月12日付で事業者募集を開始した上の森公園Park-PFI事業をいう。
- (2) 「公募設置等指針等」とは、令和8年8月12日付で甲が公表した公募設置等指針、様式、参考資料、質問回答書等の書類をいう。
- (3) 「公募設置等計画等」とは、公募設置等指針を受けて、乙が甲に提出し、甲が認定した公募設置等計画（別添資料を含む。）及び当該公募設置等計画の説明又は補足として乙が甲に提出し受理されたその他一切の資料をいう。
- (4) 「本事業関連書類」とは、公募設置等指針等、公募設置等計画等、特定公園施設建設・譲渡契約書、本設置管理許可書、本設置許可書及び本占用許可書の総称をいう。
- (5) 「特定公園施設建設・譲渡契約書」とは、特定公園施設の建設及び譲渡に関して、甲と乙の間で別途締結される特定公園施設に関する建設・譲渡契約書をいう。
- (6) 「本事業日程」とは、別紙1記載の本事業に係る日程をいう。
- (7) 「事業期間」とは、公募設置等計画等の有効期間をいう。
- (8) 「特定公園施設引渡予定日」とは、特定公園施設引渡予定日として本事業日程（別紙1）に記載された日をいう。
- (9) 「事業対象地」とは、上の森公園敷地のうち、公募設置等指針に示す公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設の設置可能な範囲をいう。

- (10) 「設計図書等」とは、設計図書、完成図及びその他本事業の整備業務に関連して甲の要求に基づき作成される一切の書類をいう。
- (11) 「本設置許可」とは、都市公園法第5条の規定に基づき甲が乙に対して行う特定公園施設の設置許可をいい、「本設置許可書」とは、本設置許可に関して甲が乙に交付する許可書をいう。
- (12) 「本設置管理許可」とは、都市公園法第5条の規定に基づき甲が乙に対して行う公募対象公園施設の設置管理許可をいい、「本設置管理許可書」とは、本設置管理許可に関して甲が乙に交付する許可書をいう。
- (13) 「本占用許可」とは、都市公園法第6条の規定に基づき甲が乙に対して行う特定公園施設の建設工事に関する占用許可及び利便増進施設の設置及び運営に関する占用許可の総称をいい、「本占用許可書」とは、本占用許可に関して甲が乙に交付する許可書をいう。
- (14) 「法令等」とは、法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の確定判決、決定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置を総称する。
- (15) 「事業年度」とは、毎年4月1日から始まる1年間をいう。ただし、最初の事業年度は、事業期間の開始日からその直後の3月31日までをいい、最終の事業年度は事業期間の終了日の属する年度の4月1日から事業期間の終了日までをいう。
- (16) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震若しくは公衆衛生上の事態その他の自然災害等又は火災、騒擾、騒乱若しくは暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの（本事業関連書類で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、甲又は乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれない。
- (17) 「秘密」とは、相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面（電子的記録媒体による場合を含む）により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で、開示後書面により内容を特定した情報をいう。

（事業日程）

第3条 本事業は、本事業日程（別紙1）に従って実施するものとする。

（本事業の概要）

第4条 本事業は、次の各号所定の業務その他これらに付随し、関連する一切の業務により構成されるものとする。

- (1) 公募対象公園施設の設置及び管理・運営業務
- (2) 特定公園施設の設置及び譲渡業務
- (3) 利便増進施設の設置及び管理・運営業務

（認定計画提出者による役割分担）

第5条 本事業の実施に際し、乙は、次のとおり分担して実施するものとする。なお、乙は、甲

の書面による事前の承諾がない限り、当該分担及び委託先を変更することはできない。また、当該変更が公募設置等計画等の変更に当たる場合、第 11 条の規定に従って甲の認可を得るものとする。

業務内容	委託先
公募対象公園施設の設計業務	
公募対象公園施設の建設業務	
公募対象公園施設の管理業務	
公募対象公園施設の運営業務	
特定公園施設の設計業務	
特定公園施設の建設業務	
利便増進施設の設計業務	
利便増進施設の建設業務	
利便増進施設の管理業務	
利便増進施設の運営業務	

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、前条各号に規定する業務の実施その他本協定及び本事業関連書類に基づく認定計画提出者の義務を連帯して履行する責任を負う。

(規定の適用関係)

第 6 条 乙は、法令の他、本協定、公募設置等指針等及び公募設置等計画等に従って本事業を実施するものとし、本協定、公募設置等指針等及び公募設置等計画等の内容に矛盾がある場合には、本協定、公募設置等指針等及び公募設置等計画等の順に優先して適用するものとする。ただし、公募設置等計画等に規定された内容が公募設置等指針等に記載された水準を上回る場合は、公募設置等計画等が優先して適用されるものとする。

- 2 公募設置等計画等と建築等に係る設計図書の内容は、設計図書が優先して適用されるものとする。

(権利義務の処分等)

第 7 条 乙は、本協定上の権利又は義務を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分を行おうとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

(資金調達)

第 8 条 乙は、その責任及び費用負担において、本事業の実施に必要な資金調達を行うものとする。

- 2 甲は、乙が本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として金融機関等から融資を受ける場合は、乙に対して、当該融資契約書又は担保権設定契約書の写しの提出及び融資又は担保に係る事項についての報告を求めることができる。

(許認可等の手続)

第 9 条 乙は、その責任及び費用負担において、本協定に基づく義務を履行するために必要とな

る許認可の取得、届出その他の法令に定める手続を行わなければならない。

- 2 甲は、前項に定める乙が行うべき手続について乙から協力を要請されたときは、必要に応じて、協力するものとする。
- 3 乙は、甲が行うべき手続について甲から協力を要請されたときは、必要に応じて、協力するものとする。

(条件変更等)

第10条 乙は、本事業を実施するにあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

- (1) 公募設置等計画等に誤りがあること。
 - (2) 事業対象地の条件（形状、地質、湧水等の条件をいうものとし、埋蔵文化財、土壌汚染及び地中埋設物に係る条件を含む。次号において同じ。）について、公募設置等指針等に示された自然的又は人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。
 - (3) 公募設置等指針等で明示されていない事業対象地の条件について、予期することができない特別の状態が生じたこと。
- 2 前項第2号に関し、事業対象地において地中埋設物等の存在が判明し、本事業の実施に当たり支障となる場合、乙は、本事業の実施に必要な範囲で当該地中埋設物等の撤去工事を実施する。この場合における費用負担は、以下のとおりとする。
- (1) 事業対象地のうち公募対象公園施設部分における地中埋設物等に係るもの
第56条の規定に従う。
 - (2) 事業対象地のうち特定公園施設部分における地中埋設物等に係るもの
甲が負担する。

(公募設置等計画等の変更)

第11条 甲又は乙は、本協定締結後の事情の変化等により必要があると認める場合、相手方に対して公募設置等計画等の変更案の内容及び変更の理由を通知して、公募設置等計画等の変更の協議を請求することができる。

- 2 甲又は乙は、前項の請求を受けた場合、公募設置等計画等の変更について誠実に協議するものとする。公募設置等計画等の変更は甲の認可を得て行うものとする。
- 3 甲は、前条各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、公募設置等計画等の変更案の内容を乙に通知して、協議するものとする。

(保険の付保等)

第12条 乙は、本事業の実施に関し、別紙2に定める内容の保険に加入し、その保険料を負担する。

- 2 乙は、前項により加入した保険の保険証券又はこれに代わるものとして甲が認めたものを、加入後速やかに甲に提示し、その原本証明付き写しを甲に提出しなければならない。

第2章 公募対象公園施設の設置業務

(設計業務の実施)

第13条 乙は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、公募対象公園施設の設計業務を行うものとし、公募対象公園施設の設計業務に関する一切の責任（設計上の誤り及び乙の都合による設計変更等から発生する増加費用の負担を含む。）を負担する。

2 乙は、公募対象公園施設の設計業務に関し、公募対象公園施設の設計の全体を総合的に把握し調整を行う設計業務責任者を1名定めなければならない。

3 乙は、公募対象公園施設の設計に着手する前に、設計業務計画書、設計業務工程表、設計業務実施体制表、設計業務責任者届（設計経歴書）及びその他の設計業務の実施に必要な書類等を作成して甲に提出し、甲の承認を得なければならない。これらの書類を変更する場合も同様とする。

4 公募対象公園施設の設計に関して遅延が生じ、甲又は乙に増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事由（①甲の指示又は請求（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）及び②公募設置等指針等の不備又は甲による変更（乙の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。））により、設計に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は合理的な増加費用若しくは損害が発生した場合、甲は、乙と協議のうえ、本事業日程を合理的な期間へ延期するとともに、当該増加費用又は損害を負担する。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により増加費用又は損害が発生した場合、乙は、当該増加費用又は当該損害を負担する。

(3) 不可抗力により設計に遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合、乙は、当該増加費用又は当該損害を負担する。

(4) 住民要望及び他事業との調整により設計に遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合、第56条の規定に従う。

(設計業務の進捗状況の確認)

第14条 乙は、甲に対し、定期的に、公募対象公園施設の設計業務の進捗状況の説明及び報告を行わなければならない。

2 甲は、本事業関連書類に基づき公募対象公園施設の設計業務が実施されていることを確認するために、公募対象公園施設の設計状況その他について、乙に事前に通知したうえで、随時、乙に対してその説明を求め、又はその他の書類の提出を求めることができる。

3 乙は、前項に定める設計状況その他についての説明及び甲による確認の実施につき、甲に対して最大限の協力を行わなければならない。

4 甲は、前各項に基づき乙から説明、報告等を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを乙に伝え、又は意見を述べることができる。

(設計図書等の変更)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、公募対象公園施設の建設工事の工期及び費用の変更を伴わず、かつ本事業関連書類の範囲を逸脱しない限度で、設計図書等の変更

を求めることができる。

(建設業務の実施)

第16条 乙は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、公募対象公園施設の建設業務を行うものとする。

2 乙は、公募対象公園施設の建設業務に関し、公募対象公園施設の建設工事の全体を総合的に把握し調整を行う工事責任者を1名定めなければならない。

3 乙は、本事業日程に従い、公募対象公園施設の建設業務を完了させる。

4 公募対象公園施設の建設方法その他公募対象公園施設の建設工事のために必要な一切の手段は、本事業関連書類に定めがあるものはそれに従い、それ以外のものは乙がその責任においてこれを定める。

5 公募対象公園施設の建設工事に遅延が生じ、甲又は乙に増加費用又は損害が発生した場合の措置は、第13条第4項のとおりとする。その場合「設計」とあるものは「建設」と読み替える。

6 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。

7 乙が公募対象公園施設の建設工事に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対してかかる損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は、損害内容等を記した書面を作成し、甲に報告しなければならない。

(設置管理許可)

第17条 乙は、公募対象公園施設の建設工事の着手までに、公募対象公園施設にかかる設置管理許可申請書を提出して、本設置管理許可を得なければならない。

2 本設置管理許可の期間は、公募対象公園施設の工事着手日から10年とする。乙から公募設置等計画等の認定の有効期間内に申請があった場合、甲は公募対象公園施設の工事着手日から20年の範囲内で更新許可を与えるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙による本協定の違反がある場合及び公募対象公園施設の管理・運営業務が本事業関連書類に従い適正に実施されていないと認められる場合その他合理的な理由がある場合は、本設置管理許可の更新を認めないことができる。この場合、乙は甲に対して損害賠償や補償等一切の請求をすることができない。

4 乙は、本設置管理許可の使用料を、事業年度ごとに甲が発行する納入通知書により、納入期限内に納付しなければならない。

5 本設置管理許可の使用料は、1㎡当たり月額50円とする。使用料の計算にあたって1月未満の期間については、その日数に応じて日割計算により支払うものとし、1円未満は切り捨てるものとする。

(建設工事開始前及び建設工事中の書類の提出)

第18条 乙は、公募対象公園施設の建設工事の着手までに、本事業関連書類に従い、建設工事

の実施体制及び工事工程等の内容を含む建設業務計画書、建設業務工程表、建設業務実施体制表、現場代理人・主任技術者届（経歴書を添付）及びその他の公募対象公園施設の建設工事の実施に必要な書類等を作成して甲に提出し、甲の承認を得なければならない。これらの書類を変更する場合も同様とする。

- 2 乙は、建設工事の実施中、本事業関連書類の定めるところに従い、甲と協議のうえ、甲が定める期限までに月間工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、建設工事の実施中、常に工事記録を作成するとともに、甲の監査等に関わる検査等の資料作成に協力しなければならない。

（甲による説明要求及び建設現場立会い）

第19条 甲は、公募対象公園施設の建設工事の進捗状況について、随時、乙に対して報告を要請することができ、乙は、甲の要請があった場合には、かかる報告を行わなければならない。

- 2 甲は、建設工事開始前及び建設工事の実施中、随時、乙に対して質問をし、建設工事について説明を求めることができる。乙は、甲からかかる質問を受領した後速やかに、甲に対して回答を行わなければならない。甲は、乙の回答内容が合理的でないと判断した場合には、乙との間でこれを協議することができる。
- 3 甲は、乙が行う工程会議に参加できるとともに、乙に対する事前の通知を行うことなく随時、建設工事に立ち会うことができる。
- 4 前三項に規定する報告、説明、又は立会いの結果、甲が、公募対象公園施設の建設工事の実施状況が本事業関連書類又は設計図書等の内容と適合していないと判断した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。
- 5 乙は、甲が求める公募対象公園施設の検査又は試験の内容を、甲に対して事前に通知する。甲は、かかる検査又は試験に立ち会うことができる。
- 6 甲は、本条に基づく協議、説明要求又は建設工事への立会い等を理由として、公募対象公園施設の設計及び建設の全部又は一部について何らの責任も負担せず、また、乙は、これらを理由として、本協定上の乙の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。

（工期の変更）

第20条 甲が乙に対して公募対象公園施設の建設工事にかかる工期の変更を請求した場合、甲と乙は協議により当該変更の可否を定める。

- 2 乙が、乙の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として、工期の変更を請求した場合、甲は、乙との協議により、当該変更の可否を定める。ただし、甲と乙との間の協議が調わない場合、甲は、その合理的な裁量に基づき、工期を定めることができ、乙は、これに従わなければならない。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により公募対象公園施設の建設工事にかかる工期又は工程を変更したときは、甲は、当該変更に伴い乙が負担した合理的な増加費用又は損害を負担する。乙の責めに帰すべき事由により建設工事にかかる工期又は工程を変更したときは、乙は、当該変更に伴い甲に発生した合理的な増加費用又は損害を負担する。
- 4 不可抗力により発生した公募対象公園施設の建設工事にかかる工期又は工程を変更したとき

は、乙は、当該変更に伴い発生した増加費用又は損害を負担する。

(工事の中止等)

第21条 甲は、必要と認めた場合には、乙に対して、公募対象公園施設の建設工事の全部又は一部の施工を一時的に中止させることができる。この場合、甲は、乙に対して、中止の内容及び理由を通知しなければならない。

2 甲は、前項により建設工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、必要と認めたときには、本事業日程を合理的な期間延期することができる。

3 甲は、第1項により建設工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、建設工事の施工の中止又はその続行に起因して乙に生じた合理的な増加費用（建設工事の続行に備え工事現場を維持するための費用並びに労働者及び建設機械器具等を保持するための費用を含む。）を負担する。ただし、当該中止の原因又は端緒が乙の責めに帰すべき事由に基づく場合には、この限りでない。

4 前項の規定にかかわらず、建設工事の施工の一時中止が不可抗力に起因するときは、乙は、当該中止に伴い発生した増加費用又は損害を負担する。

(乙による完成検査)

第22条 乙は、自らの責任及び費用負担において、公募対象公園施設の完成検査並びに機器、器具及び備品等の試運転等を行う。

2 乙は、公募対象公園施設の完成検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。

3 甲は、公募対象公園施設の完成検査に立ち会うことができる。ただし、甲はかかる立会の実施を理由として、何らの責任を負担するものではない。なお、甲は、甲が必要と認める合理的な場合、その理由を指摘したうえで、乙に必要最低限の破壊検査を行わせることができる。この場合において、検査又は復旧に要する費用は乙の負担とする。

4 乙は、公募対象公園施設の完成検査結果を、検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて、甲に報告しなければならない。

5 乙は、本事業関連書類に従い、甲による完了検査に必要な完成図を甲に提出しなければならない。

(甲による完了検査)

第23条 甲は、前条第4項による報告を受けた場合、14日以内に公募対象公園施設の完了検査を行う。乙は、甲による完了検査に立ち会うとともに、甲に協力する。

2 前項の完了検査の結果、公募対象公園施設が本事業関連書類の内容に適合していないことが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。乙は、かかる是正を行ったときは、当該是正部分について再度甲による完了検査を受けなければならない。

3 甲は、完了検査の結果、公募対象公園施設が本事業関連書類の内容を満たしていると判断した場合には、乙に対して遅滞なく完成確認通知書を交付する。

4 甲は、完成確認通知書の交付を理由として、公募対象公園施設の設計又は施工の全部若しく

は一部について何らの責任を負担せず、また、乙は、これを理由として、本協定上の乙の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。乙は、完成確認通知書の交付を理由として、公募対象公園施設について契約不適合責任の発生を争い、又はその履行を拒絶若しくは留保することはできない。

第3章 公募対象公園施設の管理・運営業務

(公募対象公園施設の管理・運営)

第24条 乙は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、公募対象公園施設の管理・運営業務を実施する。

2 乙は、公募対象公園施設の管理・運営業務の内容を変更するときは、変更予定日の14日前までに変更協議書を提出の上、甲の承認を得なければならない。

3 公募対象公園施設にかかる料金設定は、本事業関連書類に従い乙が定めるものとし、公募対象公園施設の管理・運営業務から得られた収入は、すべて乙の収入とする。

4 乙は、公募対象公園施設の管理・運営業務を実施するために必要となる一切の費用（光熱水費及び租税公課を含む。）を負担するものとし、甲は当該費用に関する一切の責任を負担しない。なお、競合施設の設置その他の事由に起因する需要変動が生じた場合も同様とする。

(業務責任者)

第25条 乙は、本事業関連書類に従い、公募対象公園施設の管理・運営業務の実施中、公募対象公園施設の管理・運営業務の全体を総合的に把握し調整を行う業務責任者及び副責任者を各1名定めなければならない。

(年度業務計画書の提出)

第26条 乙は、毎事業年度甲が指定する期日までに、別途甲が定める様式により公募対象公園施設の管理・運営業務にかかる年度業務計画書を作成して甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。年度業務計画書を変更しようとするときも同様とする。

(事業報告書の提出)

第27条 乙は、毎事業年度終了後速やかに、別途甲が定める様式により公募対象公園施設の管理・運営業務にかかる事業報告書を作成して甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容その他関連する事項について、乙に対して説明書の提出又は口頭による説明を求めることができる。

3 乙は、本協定及び本事業関連書類に従い、公募対象公園施設の管理・運営業務の実施状況について自らの費用負担でセルフモニタリングを行い、その結果を第1項に定める事業報告書に反映しなければならない。

(甲による業務改善の指示)

第28条 甲は、事業報告書により、公募対象公園施設の管理・運営業務が本事業関連書類に従

い適正に実施されていないと判断する場合は、乙に対して業務の改善を指示するものとする。

- 2 乙は、前項に定める業務の改善の指示を受けた場合は、速やかにそれに応じ、改善結果について文書により甲に報告し、甲の承認を得なければならない。

(設置管理許可の取消し等)

第29条 甲は、やむを得ない必要が生じた場合その他都市公園法に規定する事由が生じた場合、都市公園法に規定するところに従い、本設置管理許可の取消、その効力の停止及びその条件の変更、又は行為若しくは工事の中止等を命ずることができる。

- 2 前項の場合において、乙に生じた損害に関する補償については、都市公園法第13条の規定に従うものとする。

(変更許可申請)

第30条 乙は、本設置管理許可を受けた事項（公募対象公園施設の構造、外観及び管理の方法等）を変更しようとする場合は、甲と協議のうえ、当該事項を記載した都市公園法に規定するところに従い、申請書を甲に提出し、甲の許可を得なければならない。

- 2 乙は、前項による変更により、公募設置等計画等に規定する事項の変更が必要となる場合は、第11条の規定に従う。

(公募対象公園施設の譲渡等)

第31条 乙は、次条に基づき第三者に使用させる場合を除き、公募対象公園施設の全部又は一部について、甲の事前の書面による承諾なく、譲渡、担保権の設定その他の処分を行ってはならず、また第三者に使用させてはならない。

(第三者による使用)

第32条 乙は、本事業関連書類に基づき公募対象公園施設の全部又は一部を第三者に使用させる場合は、事前に当該第三者の概要や使用条件等を記載した書面、その他甲が要求する情報及び資料（第三者と締結する定期建物賃貸借契約書の内容を含む。）を甲に提出のうえ、甲の承認を得なければならない。

- 2 乙は、前項の規定により公募対象公園施設の全部又は一部を第三者に使用させる場合、次の各号に定める措置を取らなければならない。

- (1) 第三者に建物を賃貸借する場合は借地借家法（平成30年法律第90条）第38条に基づく定期建物賃貸借とし、定期建物賃貸借の期間が本設置管理許可期間の終了日（第17条第2項に基づく更新が行われた場合は当該更新期間の終了日を意味する。以下本項及び第34条において同じ。）を超えてはならない。

- (2) 第三者が公募対象公園施設を転貸等する場合（転貸人が更に転貸等する場合を含む。）は、第1項の規定を準用するとともに、本項各号に定める措置を第三者に取らせること。

- (3) 第三者（転貸人等を含む。）に本協定の規定、本設置管理許可の条件及び関係法令等を遵守させなければならない。

- (4) 本設置管理許可期間の終了日までに第三者（転貸人等を含む。）との使用に関する契約

を終了させ、全ての入居者を退去させること。また、本設置管理許可が取り消された場合は、当該第三者との使用に関する契約を直ちに終了すること。

(5) 前項の退去に関して、退去に要する費用はすべて乙の負担とし、乙及び第三者（転貸人等を含む。）は、甲に対して必要費又は有益費の償還請求、立退料その他一切の請求をしないこと。

(6) 乙と第三者（転貸人等を含む。）の間で発生した紛争等については、乙の責任及び費用負担において一切を処理すること。

3 前二項の規定に基づき公募対象公園施設を使用する第三者（転貸人等を含む。）による本協定の違反は、すべて乙の違反とみなして本協定の規定を適用する。

（緊急時の対応）

第33条 公募対象公園施設の管理・運營業務の実施に関連して事故等の緊急事態が発生した場合、乙は、その影響を早期に除去するため早急に対応措置をとり、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を直ちに通報しなければならない。

2 乙は、緊急事態による危険が回避された後、甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

（原状回復）

第34条 乙は、本設置管理許可期間の終了日までに、乙の責任及び費用負担により、公募対象公園施設を撤去し、本事業関連資料に基づき原状回復を行い、公募対象公園施設にかかる事業対象地を明け渡さなければならない。この場合、乙は撤去の方法、期間について原状回復計画書を作成して甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

2 乙は、前項の原状回復が完了したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

3 甲は、前項による報告を受けた場合、14日以内に完了の検査を実施するものとする。

4 前項の完了検査の結果、原状回復が不十分であると甲が認めた場合、甲は乙に対して追加の原状回復工事等を求めることができる。

5 甲は、前項の追加の原状回復工事等の完了の報告を受けた場合、再度の完了検査を実施するものとする。

6 前項の再度の完了検査については、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、第3項中「前項による報告」とあるのは、「追加の原状回復工事等の完了の報告」と読み替えて適用する。

7 乙が第1項に定める日までに原状回復を終えて事業対象地を明け渡すことができなかった場合、乙は、その日の翌日から実際に公募対象公園施設の原状回復が行われて事業対象地が明け渡された日までの期間（両端日を含む。）の日数に応じ、本設置管理許可の使用料相当額の違約金を甲に支払わなければならない。なお、事業対象地の明渡しの遅延によりこの違約金の額を超える損害が甲に生じた場合、甲は当該超過部分について乙に損害賠償を請求することができる。

8 前項の場合において、乙が正当な理由なく原状回復を行わないときは、甲が乙に代わって公

募対象公園施設の原状回復を行うことができ、乙は甲による原状回復に要した費用を負担しなければならない。

第4章 特定公園施設の設置及び譲渡

(特定公園施設の設置業務)

第35条 乙による特定公園施設の設置業務については第2章（第13条第4項第3号、第17条、第20条第4項及び第21条第4項を除く。）の規定を準用する。この場合において、「公募対象公園施設」とあるのは「特定公園施設」に、「本設置管理許可」とあるのは「本設置許可」に、それぞれ読み替えて適用する。

2 不可抗力により、設計に遅延が生じたとき、発生した特定公園施設の建設工事にかかる工期若しくは工程を変更したとき又は建設工事の施工を一時中止したとき、当該変更に伴い発生した増加費用又は損害の負担については、第56条の規定に従う。

(設置許可)

第36条 乙は、特定公園施設の建設工事の着手までに、特定公園施設にかかる設置許可申請書を提出して、本設置許可を得なければならない。

2 本設置許可の期間は、許可の日から特定公園施設引渡予定日までとする。

(特定公園施設に係る建設・譲渡契約)

第37条 乙は、特定公園施設の設計業務完了後速やかに、甲と特定公園施設に係る建設・譲渡契約を締結する。

(備品等の設置)

第38条 乙は、本事業関連書類に従い、特定公園施設において什器備品等を調達し、特定公園施設に設置する。

2 乙は、前項の什器備品等について、調達予定の什器備品等のリストを作成し、事前に甲の承認を得なければならない。

3 乙は、前二項により調達し設置した什器備品等について、什器備品台帳を作成し、第35条が準用する第23条による甲の完了検査までに甲に提出しなければならない。

(特定公園施設の譲渡)

第39条 乙は、特定公園施設について完成確認通知書を受領した後、特定公園施設引渡予定日において、特定公園施設（特定公園施設内に設置された什器備品等を含む。以下本節において同じ。）を甲に譲渡して引き渡さなければならない。

2 乙は、特定公園施設の引渡しと同時に、別紙3記載の特定公園施設にかかる完了図書を甲に引き渡す。

3 特定公園施設の譲渡に関する事項は、本協定のほか、特定公園施設に関する建設・譲渡契約の規定に従う。

(引渡し遅延による費用負担)

第40条 甲の責めに帰すべき事由により、特定公園施設の引渡しが特定公園施設引渡予定日より遅延した場合、甲は、当該遅延に起因して乙が負担した合理的な増加費用又は損害を負担する。

2 乙の責めに帰すべき事由により、特定公園施設の引渡しが特定公園施設引渡予定日より遅延した場合、乙は、当該遅延に起因して甲が負担した合理的な増加費用又は損害を負担するほか、特定公園施設引渡予定日の翌日(当日を含む。)から引渡日(当日を含む。)までの期間(両端日を含む。)に応じ、特定公園施設の整備に要する費用相当額(公募設置等計画等に記載されたもの。)につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払う。この場合において、甲に当該遅延に起因して遅延利息以上の損害が発生したときは、乙は、当該遅延利息を超える損害額を甲に支払わなければならない。

3 不可抗力により、特定公園施設の引渡しが特定公園施設引渡予定日より遅延した場合、当該引渡し遅延に起因して乙に生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、第56条の規定に従う。

(契約不適合責任)

第41条 甲は、特定公園施設が本協定及び本事業関連書類の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)である場合、乙に対し、その修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。

2 甲は、引き渡された特定公園施設に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 甲が第2項に規定する契約不適合にかかる請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 甲は、第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法(明治29年法律第89号)の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 引き渡された特定公園施設の契約不適合が支給材料の性質又は甲の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りで

ない。

- 9 特定公園施設に契約不適合がある場合、甲は乙に対して、当該契約不適合によって生じた損害の賠償を請求することができる。

第5章 利便増進施設の設置及び管理・運営業務

(利便増進施設業務)

第42条 乙による利便増進施設の設置業務については第2章(第17条を除く。)、利便増進施設の管理・運営業務については第3章の規定をそれぞれ準用する。この場合において、「公募対象公園施設」とあるのは「利便増進施設」に、「本設置管理許可」とあるのは「本占用許可」、「設置許可申請書」とあるのは「占用許可申請書」に、それぞれ読み替えて適用する。

(占用許可)

第43条 乙は、利便増進施設の建設工事の着手までに、利便増進施設にかかる占用許可申請書を提出して、本占用許可を得なければならない。

- 2 本占用許可の期間は、公募対象公園施設の工事着手日から10年とする。乙から本占用許可の期間の有効期間内に申請があった場合、甲は公募対象公園施設の工事着手日から20年の範囲内で更新許可を与えるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙による本協定の違反がある場合及び利便増進施設の管理・運営業務が本事業関連書類に従い適正に実施されていないと認められる場合その他合理的な理由がある場合は、本占用許可の更新を認めないことができる。この場合、乙は甲に損害賠償や補償等一切の請求をすることができない。

- 4 乙は、本占用許可の使用料を、事業年度ごとに甲が発行する納入通知書により、納入期限内に納付しなければならない。

- 5 本占用許可の使用料は、1㎡当たり月額50円とする。使用料の計算にあたって1月未満の期間については、その日数に応じて日割計算により支払うものとし、1円未満は切り捨てるものとする。

第6章 雑則

(協定の有効期間)

第44条 本協定の有効期間は締結日から本事業日程が終了する日までとする。

(甲の解除権)

第45条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、正当な理由なく、本事業関連書類に定める設計又は工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は工事に着手しないとき。
- (2) 甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙の責に帰すべき事由により本事業日程に示す公募対象公園施設設置業務期間又は特定公園施設設置業務期間の終了する日までに工事が完了しないとき又は完了予定日経過後相当の期間内に工事が完了する見込

みが明らかにならないと認められるとき。

- (3) 破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てをしたとき又は第三者の申立てによって当該手続が開始されたとき。
 - (4) 本事業の遂行を放棄し、当該状態が30日以上継続したとき。
 - (5) 本協定に定める報告に重要な事項についての虚偽の記載をしたとき。
 - (6) 次条の規定によらないで本協定の解除を申し出たとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、本協定上の義務に違反し、かつ、その違反により本協定の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により本協定を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を解除の事由に応じ乙に請求することができる。
 - 3 甲は、本事業を継続する必要がなくなった場合その他の事由により必要があると認めるときは、乙に対して通知を行うことにより、本協定の全部又は一部を解除することができる。
 - 4 甲は、前項の規定により本協定を解除したことにより乙に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

- 第46条 乙は、乙が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、甲が本協定上の義務に違反し、かつ、その違反により本協定の履行が困難となったときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を解除の事由に応じ甲に請求することができる。

(不可抗力又は法令変更等による解除権)

- 第47条 不可抗力又は法令変更等により、本事業の遂行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。
- 2 前項の通知があった場合、甲及び乙は、当該通知の内容について確認し、不可抗力又は法令変更等により、甲乙協議の結果、本事業の全部又は一部の遂行が困難であると甲が認めたときは、対応措置について協議するものとする。
 - 3 前項の措置を講じてもなお、本事業の継続が不能と甲が認めたときは、甲乙協議の上、甲は、本協定を解除することができるものとする。
 - 4 甲及び乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、不可抗力又は法令変更等により生じた増加費用及び損害の負担については、第56条の規定に従う。

(公募対象公園施設の解除に伴う措置)

- 第48条 公募対象公園施設について、前3条に基づき本協定が解除された場合で、公募対象公園施設の出来形部分が存在するときは、甲は速やかに第17条第1項に基づく設置管理許可の取り消しを行い、乙は速やかに、第34条に基づき原状回復するものとする。ただし、都市公

園法第5条の8の規定に基づく地位の承継がある場合は、この限りではない。

(特定公園施設の解除に伴う措置)

第49条 特定公園施設について、第45条、第46条又は第47条に基づき本協定が解除された場合で、特定公園施設の出来形部分が存在するときは、甲は速やかに第36条に基づく許可の取り消しを行い、乙は速やかに、第35条が準用する第34条に基づき原状回復するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合、乙は、解除時における甲の出来形検査を受けたうえで、その全部又は一部を甲に引き渡さなければならない。

(解除の効力)

第50条 第45条、第46条又は第47条に基づき本協定が解除された場合、解除日以降、各当事者は本協定に定める義務を負わないものとする。ただし、本協定の解除は、解除した当事者による損害賠償の請求を妨げない。

(守秘義務)

第51条 甲は、本事業の実施に関して知り得た乙の秘密を漏らし、又は盗用してはならない。ただし、与那原町情報公開条例（平成14年与那原町条例第17号）第7条に規定する非公開情報以外の情報については、この限りでない。

2 乙は、本事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

3 乙は、本事業を実施するため必要なものとして甲の承諾を受けた場合に限り、第三者に対して本事業の実施に関して知り得た秘密を開示することができる。ただし、本事業に関して弁護士、公認会計士、税理士又は乙に融資する融資金融機関に業務を委託する場合においては、甲の承諾を要しないものとする。

4 前項に基づき乙が秘密を開示する場合においては、乙は、当該第三者に対して守秘義務を負わせ、その他秘密を保持するため必要な措置を講ずるものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第52条 本協定において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、催告、承諾、要請、協議、承認及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(計量単位等)

第53条 本協定の履行に関して甲及び乙の間で用いる言語は、日本語とする。

2 本協定に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

3 本協定の履行に関して甲及び乙の間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

(準拠法)

第54条 本協定及び関係図書は、日本国の法令に準拠するものとする。

(裁判管轄)

第55条 本協定に関して紛争が生じたときは、那覇地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(協議解決)

第56条 甲、乙は、必要と認める場合は適宜、他の当事者に対して、本協定に基づく一切の業務に関連する事項につき、協議を求めることができる。

(住民・施設利用者対応等)

第57条 乙は、本事業の実施に当たり、その責任及び費用負担において、周辺地域・住民との調整を十分に行い、本事業の円滑な推進と周辺地域・住民の理解及び安全を確保しなければならない。

2 乙は、本事業の実施に当たり、その責任及び費用負担において、施設利用者からの苦情・要望等に係る対応を十分に行い、本事業の円滑な推進と施設利用者の理解及び安全を確保しなければならない。

3 前2項にかかわらず、本事業の実施自体に対する反対等の苦情・要望等への対応については甲が行うものとする。

(定めのない事項)

第58条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印のうえ、甲及び乙が各一通を所有するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原16番地
 与那原町
 与那原町長 照屋 勉 印

乙 (住所)
 (企業名)
 (代表者) 印

別紙 1 本事業日程
(第 3 条関係)

1. 本協定の締結日 前文に記載のとおり
2. 公募設置等計画等の有効期間 令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日
3. 公募対象公園施設設置業務期間 令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日
4. 公募対象公園施設管理・運営業務期間 令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日
5. 特定公園施設設置業務期間 令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日
6. 特定公園施設引渡予定日 令和〇年〇月〇〇日

別紙2 事業者等が付保する保険
(第12条関係)

1. 公募対象公園施設の設計・建設業務に係る保険

乙は、公募対象公園施設の設置業務期間中、次の条件を満たす保険に加入しなければならない。

(1) 設計、建設工事の履行に係る保険

保険契約者 : 乙
被保険者 : 乙及びその全ての下請負業者（リース仮設材・機器を使用する場合はリース業者を含む。）並びに甲を含む。
保険の対象 : 公募対象公園施設の設計・建設業務
保険期間 : 本協定締結日から公募対象公園施設の建設工事の工事期間終了日までとする。
保険金額（補償額） : 施設整備費（建設工事費相当額）の10%
補償する損害 : 乙の契約不履行により本協定が解除されたことにともない、乙が甲に支払うべき違約金

(2) 建設工事保険

保険契約者 : 乙
被保険者 : 乙及びその全ての下請負業者（リース仮設材・機器を使用する場合はリース業者を含む。）並びに甲を含む。
保険の対象 : 公募対象公園施設の建設業務
保険期間 : 公募対象公園施設の建設工事の工事期間とする。
保険金額（補償額） : 公募対象公園施設の建設工事費（消費税を含む。）とする。
補償する損害 : 公募対象公園施設の建築工事中に発生した工事目的物の損害

(3) 第三者賠償責任保険

保険契約者 : 乙
被保険者 : 乙及びその全ての下請負業者（リース仮設材・機器を使用する場合はリース業者を含む。）並びに甲を含む。
保険期間 : 公募対象公園施設の建設工事の工事期間とする。
てん補限度額（補償額） : ・対人：1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上
・対物：1事故あたり2000万円限度
補償する損害 : 公募対象公園施設の建設工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
免責金額 : なし

2. 特定公園施設の設計・建設業務に係る保険

乙は、特定公園施設の設置業務期間中、次の条件を満たす保険に加入しなければならない。

(1) 設計、建設工事の履行に係る保険

保険契約者	: 乙
被保険者	: 乙及びその全ての下請負業者（リース仮設材・機器を使用する場合はリース業者を含む。）並びに甲を含む。
保険の対象	: 特定公園施設の設計・建設業務
保険期間	: 本協定締結日から特定公園施設の引渡日までとする。
保険金額（補償額）	: 施設整備費（建設工事費相当額）の10%
補償する損害	: 乙の契約不履行により本協定が解除されたことにともない、乙が甲に支払うべき違約金

(2) 建設工事保険

保険契約者	: 乙
被保険者	: 乙及びその全ての下請負業者（リース仮設材・機器を使用する場合はリース業者を含む。）並びに甲を含む。
保険の対象	: 特定公園施設の建設業務
保険期間	: 特定公園施設の建設工事の着工日からその引渡日までとする。
保険金額（補償額）	: 特定公園施設の建設工事費（消費税を含む。）とする。
補償する損害	: 特定公園施設の建築工事中に発生した工事目的物の損害

(3) 第三者賠償責任保険

保険契約者	: 乙
被保険者	: 乙及びその全ての下請負業者（リース仮設材・機器を使用する場合はリース業者を含む。）並びに甲を含む。
保険期間	: 特定公園施設の建設工事の着工日からその引渡日までとする。
てん補限度額（補償額）	: ・対人：1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上 ・対物：1事故あたり2000万円限度
補償する損害	: 特定公園施設の建設工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
免責金額	: なし

3. 公募対象公園施設の管理・運営業務に係る保険

乙は、公募対象公園施設の管理・運営業務期間中、次の条件を満たす保険に加入しなければならない。なお、更新の都度、保険証書の原本証明付き写しを甲に提出しなければならない。

(1) 第三者賠償責任保険

保険契約者	: 乙
被保険者	: 乙及びその全ての下請負業者並びに甲を含む。
保険期間	: 公募対象公園施設の管理・運営業務開始日から管理・運営業務終了日までとする。
てん補限度額(補償額)	: ・対人: 1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上 ・対物: 1事故あたり2000万円限度
補償する損害	: 公募対象公園施設の所有、使用及び管理の欠陥並びに公募対象公園施設内での事業遂行に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
免責金額	: なし

(2) 普通火災保険

保険契約者	: 乙
被保険者	: 乙及びその全ての下請負業者並びに甲を含む。
保険期間	: 公募対象公園施設の管理・運営業務開始日から管理・運営業務終了日までとする。
てん補限度額(補償額)	: 再調達金額
補償する損害	: 火災を含む不測かつ突発的な事故による損害

別紙 3 特定公園施設にかかる完了図書
(第 39 条関係)

- (1) 竣工位置図・案内図
- (2) 現況図
- (3) 施設平面図
- (4) 造成平面図
- (5) 割付寸法図
- (6) 雨水排水平面図
- (7) 各種設備平面図
- (8) 造成断面図
- (9) 各施設構造図
- (10) 図面に基づく数量計算書等
- (11) その他甲が求める図書等

※上記の完了図書を基本とするが、工事内容に応じて、作成しない図面等の提出は求めない。